

令和8年度 袋井市実証実験サポート事業

《 募 集 案 内 》

事業の目的

今後の飛躍的な成長が期待されるスタートアップ等が、袋井市内で実証実験を実施する際に各種支援を行います。本事業では、実証実験を対象とした支援を通じて、本市の社会的課題の解決や市民サービスの向上につなげていくとともに、スタートアップ等への支援により産業を振興することを目的とします。

1. 事業の概要

本市をフィールドに実施する実証実験事業を全国から募集します。優秀な独自技術やアイデアを活用した実証実験事業については、実証フィールドの提供、実験に係る費用の助成等のサポートを行います。

2. 募集内容

(1) 募集プロジェクト

本市が市民生活の質の向上や行政の業務効率化において認識している課題に即して個別に設定するテーマ（※）に取り組む実証実験事業

※(袋井市が個別に設定するテーマの一覧)

No	テーマ名
1	小型ロボットおよび先進技術を活用した配管メンテナンスの自動化・効率化
2	外壁異常の見逃し防止に向けた低コスト監視体制の構築
3	紙台帳の空間視覚化による過去修繕履歴のデジタルツイン承継
4	デジタル現況収集による LED 化プロセスの高速化
5	ICT を活用した堤防等除草の自動化
6	認知症高齢者の徘徊時における早期発見・迅速な搜索を支援する位置・行動検知技術
7	フリー提案：袋井市内事業者の生産性向上に資する事業提案

各テーマの詳細は、[令和 8 年度袋井市 実証実験サポート事業のプロジェクト募集ページ \(https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/14/3/sougyo/13453.html\)](https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/14/3/sougyo/13453.html) をご確認ください。

(2) 応募資格

- ア 上記プロジェクトを実施できる事業者であること（事業者所在地は問いません）
- イ 市税を完納していること
- ウ 次の①、②のいずれにも該当しない者であること
 - ① 個人（個人事業者を除く）、提案内容を自らが実施できない事業者、袋井市が連携を行うにふさわしくないと判断した事業者等
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者）（※1）で、法人を設立してから 10 年以内（応募開始令和 8 年 7 月 24 日時点）の者
- オ アからエ全てに該当する者を 1 者以上含み、研究開発を目的に 2 者以上の者で組織された共同体（※2）

※1 中小企業の定義は、以下のサイトを参考にしてください。

中小企業庁「FAQ「中小企業の定義について」

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※2 共同体は、次の要件を全て満たすものとします。

- ① 企業（袋井市内外）、大学、産業支援機関等により組織されること
- ② 中心企業*は、「(2) 応募資格」で定める 1 又は 2 に該当する者であること

*中心企業とは、研究開発の全体管理を含め中心作業を担う役割をもつ企業を指します。製品の一部加工や販売のみを担う企業は中心企業になりえませんので、ご注意ください。

- ③ 共同体として参画している企業や機関から管理事業者を指定し、補助金交付に係る全ての手続き及び共同体の事業運営、会計処理を担うこと

なお、採択された共同体が採択後に経費補助の申請を行う場合は、当該共同体の中心企業が負担する補助対象経費の合計金額が、補助対象経費全体の2分の1以上になることが経費補助にあたって必要となる。

3. 実証実験の実施・支援期間

事業採択決定から令和9年3月12日（金）まで

4. 支援内容

(1) 各種支援

採択したプロジェクトについて、次の支援が可能です。

- ① 市内公共施設、協力企業が有する施設などの実証実験フィールドの斡旋
- ② 実証実験モニター募集支援、実証実験に係る地元調整
- ③ 行政データの提供
- ④ 実証事業のPR支援

※ その他、相談に応じます。

(2) 経費支援

採択したプロジェクトについて、採択後別途提出いただく申請書類（※）に記載された経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費を最大200万円（補助率1/2）助成します。

- ① 設備備品費（実証実験の実施に必要な設備備品（取得価格10万円以上）をレンタルする場合に要する経費）
- ② 消耗品費（実証実験の実施に必要な物品（取得価格10万円未満）の製作および購入に要する経費）

- ③ 謝金（実証実験の実施に必要な知識や意見を聴取するため、有識者等に支払う謝金）
- ④ 外注委託費（装置のメンテナンスやデータの分析に必要な経費）
- ⑤ 通信運搬費（実証実験に必要な物品の運搬費やデータ通信費）
- ⑥ 賃借料（実証実験に必要な施設や土地を借り上げる経費）

※ 補助に関しては、採択後に別途袋井市宛てに申請いただく必要があります。申請方法等の詳細は、採択後に個別に案内します。なお、年度がまたがる実証実験については、年度毎の申請が必要になります。詳細は「袋井市実証実験サポート事業費補助金 募集案内」をご覧ください。

5. 応募から審査までの流れ

(1) 応募

参加希望の方は、応募フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuroi/smart-apply/apply-procedure/4642130599291865669>）より応募してください。同フォームへの入力・送信並びに事業（会社）概要エントリーシート及び実証実験エントリーシート（Microsoft Power Point 等のプレゼンテーション作成アプリケーションで作成した資料を PDF に変換したもので、それぞれ 10MB 未満の容量に圧縮したもの）の事務局への提出をもって受付完了とします。スライドサイズを 4:3 または 16:9 とします。ページ数の上限もありますが両シートとも大よそ 15 ページ以内を目安にしてください。

なお、事業（会社）概要エントリーシート及び実証実験エントリーシートへの様式は任意ですが、次の事項に沿って作成してください。

【事業（会社）概要エントリーシート】

- 1 応募いただくテーマ No・貴社名
- 2 事業概要

貴社の事業概要を記載してください。概要は、本事業の魅力や意義が伝わるように簡潔にまとめて記載してください。

3 解決すべき課題／市場ニーズ／課題解決の方法

本事業の背景となる御社の解決すべき課題や顧客やユーザーが有するニーズ（いずれも具体的に調査したものが望ましい）について、さらになぜその課題やニーズに着目したのか、またその課題やニーズをどう解決するのかを記載してください。

4 提供する製品、サービスとターゲット顧客

提供する製品、サービスの具体的な内容と、そのターゲット顧客、またなぜその顧客が提供する製品、サービスを求めるのかを記載してください。

5 事業の優位性

本事業で提供する製品、サービスが優れているポイントを記載し、いかに市場での競争に勝っていくのかを記載してください。

6 類似製品、サービスの評価（競合の状況）

提供する製品、サービスの先行事例や類似事例について、その状況を記載してください。直接的な競合だけではなく、課題の解決やニーズの充足が期待できる別の方法（間接的な競合）についても、可能な限り記載してください。

7 収益モデル

この応募でご提案いただいている事業における、顧客、エンドユーザーを含むステークホルダー（ビジネス上の関係者。たとえば、原料調達先や外部委託先、代理店など）を整理し、お金の流れを記載してください。また各ステークホルダーとすでに関係性がある場合は、その程度を具体的に記載してください。

8 事業化プロセス

この応募でご提案いただいている事業を黒字転化する時期までを目途として、資金計画や人員計画、リソースの調達など、事業化に向けたアクションを記載してください。

9 応募時点の事業進捗の状況

応募時点におけるご提案いただいている事業のステータス（顧客ニーズのヒアリング中、プロトタイプ製作中、●●人程度の顧客獲得済み等）と、現在事業進捗において抱えている課題を記載してください。

10 知的財産の状況【任意】

本事業において、知的財産に関する権利の保有者（個人、研究室、企業との共有など）、あるいは権利化に向けた取り組みがあれば記載してください。企業や大学など他の組織との共同研究などがある場合は、可能な限りその旨を記載してください。特許出願前などで秘匿する必要がある情報については、記載しないでください。

11 技術シーズの概要【任意】

本事業の基盤となる技術シーズがある場合は、その概要と現時点での成熟度（ラボレベル、試作段階（プロトタイプ）、製品化段階など）を記載してください。専門用語をなるべく避け、多くの人が理解できる内容としてください。

12 チームメンバーの経歴

チームメンバーのバックグラウンド（経歴）や能力が事業の強み（優位性）になる場合、その内容を記載してください。

【実証実験エントリーシート】

1 応募いただくテーマ No・貴社におけるプロジェクト名

2 選択テーマについての課題認識

貴社が本事業に応募するにあたって選択されたテーマについて、取り組むべき課題を定義し、その課題をどのように解決するのか、を記載してください。

※テーマ個票に記載されているこれまでの取組を参照のうえ、記載してください。

3 本実証実験の目的

本実証実験で検証したい「仮説」を明記してください。

また、本実証実験が貴社にとってどのような意義を持ち、事業成長にどのように寄与するのか等について、事業概要 ES の「8 応募時点の事業進捗の状況」を参照しながら、本実証実験の位置づけを明確にして記載してください。

4 本実証実験の内容

今回実施したいと考えている実証実験の具体的な内容と、予定している具体的な方法を記載してください。

5 本実証実験のスケジュール

現在検討している本実証実験の計画を、線表などを用い、5W1H を明記して記載してください。また、特に実施を希望する時期があれば理由と共に明記してください。

6 本実証実験の成果指標

今回実証実験を実施した場合、どのように実証実験の結果を評価・検証すべきか、現在考えている成果指標を記載してください。（「成果指標」とは、「達成目標」ではなく、実証実験を評価するための「検証項目・基準」を意味します）

7 実証実験後の事業展開の見通し

今回実証実験を実施した後、袋井市においてどのような事業展開を想定しているか、現在考えている事業展開計画を可能な限り具体的に記載してください。（必要に応じて、袋井市内での展開に加え、市外への展開も記載してください）

8 本実証実験に係る想定支出

現在想定している本実証実験の希望する補助金額を記載してください。本事業の補助金額は、支出金額（経費支援対象費用）の総額の 2 分の 1 が上限になります。経費支援の対象費目は、募集要項をご確認ください。

また、審査の過程で希望される金額より補助金額が減額になる可能性があります。意義のある実証実験を行うために必要となる、補助金の最低金額（最大 200 万円・補助率 1／2）も明記してください。

9 袋井市に期待する支援内容

袋井市からの支援が必要な場合、具体的に必要な支援内容を記載してください。

協力企業のインフラ・サービス利用等を希望する場合は、具体的な内容も併せて記載してください。

10 実証実験後にチャレンジしたい取組み【任意】

現時点では規制や慣習などの関係で実施するハードルが高いものの、実証実験成功後にチャレンジしてみたい取組みがあれば記載してください。

※1 応募書類は、日本語のみ受け付けます

※2 登録いただいた個人情報は、応募書類に係る参加希望者への問い合わせ、審査結果の通知、相談会等の出欠確認、その他本事業に係る各種イベントに係る案内及び出欠確認等のために、使用いたします

登録いただいた個人情報に関しては袋井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月28日 条例第22号）に則り取り扱います

○袋井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月28日条例第22号）

<https://krr179.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

※3 採択されたプロジェクトの情報や実証実験時の写真・動画等について、袋井市が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただける方のみ、ご応募をお願いします

(2) 審査

① 一次審査（書類）一次審査は書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。選考基準（予定）は次の通りです。

(1) 袋井市の課題・ニーズへの合致度

(2) 技術又はアイデアの斬新さ及び事業化の可能性、社会的インパクトの大きさ

(3) 将来性と競争力

(4) 事業化に対する情熱・熱意/チーム体制評価

(5) 社会的課題解決の可能性・社会的インパクトの大きさ

(6) 袋井市において実証実験を実施する意義・効果（※）

※ 応募企業の技術又はアイデアを事業化する上で袋井市において実証実験を行うことの意義や袋井市等から各種支援を受けることによる事業化への影響等を評価します。

評価にあたっては、実証実験の実施可能性に関しても評価しますが、袋井市等からの支援が無い場合は実施することが難しい内容であっても、袋井市等からの支援により実施可能性が高まる場合は、袋井市において実証実験を実施する意義・効果があるものとして評価します。

例えば、規制等により袋井市で実証実験を行えないと判断される場合は、実証実験を行う意義なしと評価しますが、袋井市等の支援のもと、採択プロジェクトが各種規制緩和に係る制度（いわゆるレギュラトリーサンドボックス等）を利用し、実証を行う道筋が付けられると判断する場合は、意義ありと評価します。

- ② 最終審査（プレゼンテーション）書類審査を通過したプロジェクトを対象に選考会を行います。選考は主にプロジェクトのプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。

採択プロジェクト選考会における審査基準は、通過プロジェクト選考会の際に説明しますが、実証実験の実施内容の妥当性、実証実験の実施可能性等の実証実験の実施に係る審査項目に比重を置いて評価します。書類審査結果通知から9月末に予定している二次審査まで時間が限られていますので、書類審査前に開催される事前相談会等を積極的にご活用ください。

(3) スケジュール

- ・ 募集期間：令和8年7月24日（金）～8月28日（金）午後5時
 - 事前相談会希望者提出期限：令和8年8月14日（金）
 - 事前相談会：令和8年8月17日（月）～21日（金）
 - 最終締切：令和8年8月28日（金）午後5時
 - ・ 審査期間：令和8年8月31日（月）～9月末まで
 - 一次審査結果通知：令和8年9月11日（金）目途
 - 通過プロジェクト相談会：令和8年9月14日（月）～18日（金）
 - 二次審査（プレゼン）：令和8年9月24日（木）
 - 二次審査結果通知：令和8年9月30日（水）目途
 - ・ 実証実験期間：事業採択後から令和9年3月12日（金）まで
- ※ 審査機期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、メール等により随時通知します。

6. その他

(1) 採択時に準備が必要な書類

被採択者は、採択結果通知後、以下2点の書類を事務局に提出する必要があります。速やかにご提出いただけるよう、事前にご準備ください。

- ・登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・納税証明書

※どちらも発行から3か月以内のもの

(2) 採択時の情報発信に関する協力依頼

被採択者は、実証実験についてメディアから取材があった場合等、本実証実験が「袋井市実証実験サポート事業」の支援を受け実施している旨、発信いただきます。

また、プロジェクトの成果について、成果発表（デモデイ）での発表やホームページ等での公開にご協力いただきます。

7. お問い合わせ窓口

袋井市産業経済部産業未来課産業政策係

電話：0538-44-3136 担当：安井

Eメール： sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

掲載ホームページ（令和8年度袋井市 実証実験サポート事業のプロジェクト募集）：

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/14/3/sougyo/13453.html>